

コンビニ交付サービスでの スマホ用電子証明書搭載サービスの開始



スマホ用電子証明書搭載サービス

まずはAndroidから!



○あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。

○マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申し込みができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら▶



○これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

対応機種／Android端末の一部

利用できるコンビニ／ローソン・ファミリーマート
交付できる証明／住民票、
印鑑証明、税証明

他 スマホの利用をやめる時は利用者自身が電子証明書の失効手続きや一時停止が必要です。

対 マイナンバーカードを持っている人

準備するもの／●マイナンバーカード●マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（6桁から16桁の英数字）●マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン

申し込み／●スマホにマイナポータルアプリをダウンロードして起動●お持ちのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応している場合、申し込みができる旨が表示されます。画面に従って申し込みを進めてください

☎ 市民課 995-1812

健康保険証がマイナンバーカードに一体化されます 令和6年秋以降は紙の保険証が原則廃止



現在の国民健康保険証は、令和6年秋以降に原則廃止され、マイナンバーカードを国民健康保険証として使用します。マイナンバーカードと国民健康保険証の紐づけ登録が済んでいない人は、早めの登録を。

マイナンバーカードと保険証が一体化すると

限度額適用認定証がなくても、限度額を超える医療費の支払いが原則免除されます。また、過去の診療情報やお薬情報が確認でき、より正確なデータに基づいた医療を受けることができます。

紙の国民健康保険証が使用できる期間

有効期限が令和7年7月31日の国民健康保険証は、その有効期限まで使用できる予定です。

健康保険証の紐づけ登録方法

スマホや、病院等の顔認証付きカードリーダー、セブン銀行ATMで登録できます。

後期高齢者医療保険に加入している人
決まり次第改めてお知らせします。

社会保険等に加入している人
勤務先で確認してください。

マイナンバーカードを持っていない人

次の二次元コードから申請方法を確認してカードの取得をしてください。
こちらから確認してください。→



マイナンバーカードをなくしてしまった場合

万が一なくしてしまった場合は、コールセンター（0120-95-0178）に連絡することで、マイナンバーカードの利用を一時停止できます。なお、カード自体に個人の情報は入っていません。

☎ 国保年金課 995-1814